

岩手県看護職員県内就業推進事業

企画コンペ実施要領

令和5年9月

岩手県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県看護職員県内就業推進事業」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

「岩手県看護職員県内就業推進業務」 一式

(2) 委託期間

契約を締結した日から令和6年3月15日（金）まで

(3) 募集する企画提案の内容

別紙2「業務仕様書」のとおり

(4) 委託料の上限額予算額

16,796,000円（税込）以内の額

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる事項をすべて満たしている者であること。

- (1) 委託業務を実施する能力を有すること。
- (2) 委託業務の実施について、県の要請に応じて、迅速かつ円滑に事務処理ができる体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てをされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てをされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをされていない者であること。
- (6) 公告から受託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

3 企画コンペ手続等に関する事項

(1) 提出及び問い合わせ先

岩手県保健福祉部医療政策室（岩手県庁9階）
住 所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
電 話：019-629-5407 F A X：019-626-0837
E-mail：AD0002@pref.iwate.jp

(2) 企画コンペ説明会について

説明会は開催しない。

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問は、下記により受け付ける。

ア 受付期限

令和5年9月15日（金）午後5時

イ 受付場所

3(1)に同じ。

ウ 提出方法

様式1「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入のうえ、F A X又は電子メールにより提出すること。

エ 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめ、令和5年9月20日（水）までホームページ等により回答する。

(4) 企画コンペ参加の申込み

参加者は、様式2「企画コンペ参加表明書」を、下記により提出するものとする。

ア 提出先

3(1)に同じ。

イ 提出期限

令和5年10月2日（月）

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(ア) 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に持参のこと。

(イ) 郵送の場合は、上記提出期限までに必着のこと。

エ 提出期限までに提出しない者は、企画コンペに参加できないものとする。

(5) 企画提案書の提出

参加者は、4 企画提案書等に定める書類（以下「企画提案書等」という。）を、下記により提出するものとする。

ア 提出先

3(1)に同じ。

イ 提出期限

令和5年10月10日（火）

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(ア) 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に持参のこと。

(イ) 郵送の場合は、外封筒に企画提案書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて郵送のこと（上記提出期限までに必着）。

エ 留意事項

(ア) 提案は1者につき1提案とし、複数提案を認めない。

(イ) 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

(ウ) 提出期限までに提出しない者は、審査会に参加できないものとする。

(6) 企画提案の無効

ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本実施要領に違反すると認められる場合

4 企画提案書等

参加者は、業務仕様書の「1 本業務の概要」、「2 事業内容」を踏まえ、下記の書類を作成、添付して提案するものとする。

なお、提出部数は(1)及び(2)については10部（正本1部、副本9部）、(3)については1部とする。

(1) 企画提案書

次の事項を明確にすること。

ア 企画実施のコンセプト・全体イメージ

イ 具体的実施方法

ウ 業務の全体スケジュール表

エ 業務の執行体制

(2) 積算内訳書

ア 業務仕様書の2(1)「県内における就職・進学イベントの開催」について、会場でイベント開催する場合と会場で開催できずウェブ等で開催する場合に対応した2種類の積算内訳書を作成すること。

イ 本業務の実施に要する経費の積算内訳（項目、数量、単価、金額等）を示すこと。

ウ 任意の様式によるものとし、企画提案書と別冊で作成すること。

エ 参加者の称号又は名称及び代表者の職氏名を記載し、社印及び代表者印を押印の上、岩手県知事あて提出すること。

(3) 参加者の概要が分かる資料

会社等のパンフレット等でも可

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 審査会の開催

委託候補者の選定は、別に定める「岩手県看護職員県内就業推進事業企画競争審査委員会」において、審査し、選定する。

ア 開催期日（予定）

令和5年10月中旬 ※日程等は、別途、参加者あて通知する。

イ 開催場所（予定）

岩手県庁内 等

ウ 開催方法等

(ア) 委員会の審査は、参加者から提出された企画提案書等の内容及び参加者が当日に実施するプレゼンテーションの内容に基づき行う。

(イ) プレゼンテーションにおいて、参加者は、ノートパソコン等を使用して説明を行うことができるものとする。なお、プレゼンテーションで使用する機器等について、事前に担当課に連絡するものとする。

(ウ) 追加資料等の提出は認めない。

(エ) 1者当たりのプレゼンテーションの時間は25分（説明15分、質疑応答10分）とする。ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更することがある。

(2) 審査事項

同審査委員会は、応募者の提出書類、質疑応答説明について、別に定める「岩手県看護職員県内就業推進事業に係る企画提案採用審査要領」より各委員が評価、得点化し、審査する。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、委託候補者を選定・内定後、令和5年10月中旬以降に応募者に通知する予定である。

6 委託契約

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 契約締結後の委託費の支払方法

原則精算払とする。ただし、事業の執行状況等に応じて、前金払の請求を認める場合がある。

(4) 契約者等の公表

県は、本契約について、関係事項を県の公式ホームページで公表する。

7 その他

(1) 本企画競争は、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容、経費等については、再度調整を行った上で委託契約を締結するもの。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合もあること。

(2) 本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものであること。

8 スケジュール

内 容	日付
岩手県ホームページへの募集掲載等	9月上旬
企画提案に係る質問の受付締切（午後5時まで）	15日（金）
質問への回答（最終）	20日（火）
企画コンペ参加の受付締切	10月2日（月）
企画提案書の提出締切（午後5時まで）	10日（火）
審査委員会開催	中旬
委託契約締結	下旬
業務完了	3月15日（金）

令和 年 月 日

実施要領等に関する質問票

会社名 _____

所属・職 _____

担当者名 _____

TEL _____

FAX _____

E-mail _____

No.	該当資料等	該 当 項 目	質 問 内 容
1			
2			
3			
4			
5			
6			

(注) 「該当資料等」の欄には、質問の対象となる資料（実施要領、業務仕様書）の別を記入すること。

なお、それ以外に関する質問の場合は、「その他」と記載すること

令和 年 月 日

企 画 コ ン ペ 参 加 表 明 書

岩手県知事 様

所在地

名 称

代表者

㊟

岩手県看護職員県内就業推進事業に係る企画提案実施要領及び業務仕様書の内容を了知のうえ、次のとおり企画コンペに参加します。

記

1 参加資格

次の内容について、虚偽がないことを宣誓します。

- (1) 委託業務を実施する能力を有すること。
- (2) 委託業務の実施について、県の要請に応じて、迅速かつ円滑に事務処理ができる体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てをされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てをされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをされていない者であること。
- (6) 公告から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

2 審査会（プレゼンテーション）出席者

(1) 所属・職 _____ 氏名 _____

(2) 所属・職 _____ 氏名 _____

※欄が不足する場合は適宜追加して記載すること。

3 連絡担当者

所属・職 _____ 氏名 _____

連絡先 (TEL) _____ (FAX) _____ (E-mail) _____